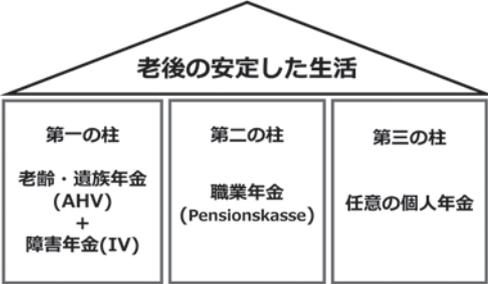


国名	スイス			
公的年金の体系	 <p style="text-align: center;"><b>老後の安定した生活</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <b>第一の柱</b>                      老齢・遺族年金                      (AHV)                      +                      障害年金(IV)                 </td> <td style="text-align: center;"> <b>第二の柱</b>                      職業年金                      (Pensionskasse)                 </td> <td style="text-align: center;"> <b>第三の柱</b>                      任意の個人年金                 </td> </tr> </table>	<b>第一の柱</b> 老齢・遺族年金 (AHV) + 障害年金(IV)	<b>第二の柱</b> 職業年金 (Pensionskasse)	<b>第三の柱</b> 任意の個人年金
<b>第一の柱</b> 老齢・遺族年金 (AHV) + 障害年金(IV)	<b>第二の柱</b> 職業年金 (Pensionskasse)	<b>第三の柱</b> 任意の個人年金		
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>基礎年金：◎国内居住者および国内有業者，△スイス，EU，EFTA圏の市民のうち，スイス/EU/EFTA圏外に居住し，5年以上継続して強制加入保険に加入期間のある者。</p> <p>職業年金：◎同一雇用主で年収21,150フラン超の被用者，△強制保険の適用を受けられない給与所得者と自営業者。</p>			
保険料率（2020年）	<p>老齢・遺族基礎年金：被用者の場合，労使折半で2020年1月より8.7%へと引き上げ（労使それぞれ4.35%）。自営業者の場合，収入に応じ，4.35～8.1%。障害保障（1.4%），収入保障（0.45%）の保険料が上記に加わる。</p> <p>職業年金：年齢に応じて7～18%。そのうち使用者は半分以上を負担することが義務。</p>			
支給開始年齢	<p>老齢年金：男性が65歳，女性が64歳。ただし，減額したうえで1～2年早めることも可能。</p> <p>遺族年金：5年以上の婚姻関係を持つ，45歳以上。</p>			
基本受給額	<p>老齢基礎年金：月額最低1185スイスフラン，最高2370スイスフランの範囲から所得と加入年数に応じて決定。老齢・遺族年金および職業年金を合算した場合の所得代替率は57.4%（2019年）</p>			
給付の構造	<p>老齢基礎年金：所得と加入年数，および育児・介護の年数を加味して算出。未払いの年がある場合は，1/44（＝2.27%）ずつ減額して支給。／遺族年金：寡婦・寡夫年金（老齢基礎年金の80%），孤児年金（40%）／職業年金：確定拠出方式と確定給付方式があり，確定拠出方式の場合，定年までの積立金に最低転換率（6.8%）を乗じて最低給付額が算出される。</p>			
所得再分配	<p>老齢基礎年金において，保険料に関しては所得に比例する一方で，受給額は最高受給額を最低受給額の二倍程度までに設定することで垂直的再分配が意図されている。</p>			
公的年金の財政方式	<p>老齢・遺族基礎年金：賦課方式で，約四分の三が保険料によって賄われる。残りの約四分の一は，連邦からの拠出（約20%），およびその他（付加価値税の一部・カジノ税）などによる。／職業年金：積立方式をとる。</p>			
国庫負担	<p>2020年1月1日より，AHVへの国庫支出が従来の19.55%から20.2%へと増加。</p>			
年金制度における最低保障	<p>老齢年金：2019年1月1日から1185スイスフラン（保険料満額納付の場合）。原則的に二年おきに，賃金・物価動向を踏まえて見直し。一年間のインフレ率が4%を超えた場合も，例外的に見直し。</p> <p>遺族年金：2019年1月1日から，配偶者についての寡婦・寡夫年金は（Witwen-oder Witwerrente）は948スイスフラン。児童・遺児について（Waisenrente）は474スイスフラン。（いずれも，保険料満額納付の場合）</p>			
無年金者への措置	<p>最低額の年金を受給できていた場合でも生活が困難な場合には，州政府による補足給付制度（PC：Prestations Complémentaires）があるほか，公的扶助などがある。</p>			

<p>公的年金と私的年金</p>	<p>第一の柱である老齢・遺族基礎年金は日本の国民年金に近い公的な性質を持つ。第二の柱の職業年金は日本の厚生年金に近く、準公的な性質をもつ。第三の柱の私的年金は各種の控除によって公的に奨励されている。</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>Die Informationsstelle AHV/IV (<a href="https://www.ahv-iv.ch/de">https://www.ahv-iv.ch/de</a>)などで、公用語のドイツ語、フランス語、イタリア語に加え、英語でも老齢基礎年金について、情報提供を行っている。</p> <p>また中央補償局のESCAL (<a href="https://www.acor-avs.ch/conditions">https://www.acor-avs.ch/conditions</a>)にてオンラインで老齢年金の受給額見積額が計算可能。また、個別の申請に基づいて、より正確な見積額の照会も可能。</p> <p>職業年金に関しては、(<a href="http://www.sfbvg.ch/xml_2/internet/EN/application/f71.cfm">http://www.sfbvg.ch/xml_2/internet/EN/application/f71.cfm</a>)などでも、トルコ語を含む7言語で情報提供が行われている。</p>

(掛貝祐太・茨城大学人文社会科学部法律経済学科講師)

## スイスの年金制度

掛貝 祐太（茨城大学人文社会科学部法律経済学  
科講師）

### 1. 制度の特色

スイスの年金制度は、図で示した通りの『3本の柱』のコンセプトに基づく1972年以降定められてきた。第一の柱は、日本の国民年金に近い、老齢・遺族基礎年金AHV（独略称）/AVS（仏略称）/OASI（英略称）、および国民障害基礎年金IV（独）/AI（仏）である。第二の柱は、日本の厚生年金に近い、職業年金<sup>1</sup>（berufliche Vorsorgeもしくは Pensionskasse（独）、Prévoyance professionnelle（仏））であり、最後の第三の柱は各種控除を伴う私的な保険である。

### 2. 沿革

年金構想の端緒は1920年代にさかのぼる。1925年12月6日、国民投票と州議会は連邦憲法34条により、老齢・遺族・障害年金保険に関する立法権を国に与える条文に同意した。これを受け、連邦法レベルでも議論が進み、1931年6月17日には、スイス連邦会議は憲法の条文に関する施行規則を議決した。しかし、経済恐慌もあり、この法律レベルでの当初の提案（シュルヘトス法案）は1931年の12月6日の国民投票で否決されることとなる。このように「議会で通っても、国民投票で通らない」というのはスイスではよくある話で、その後幾度も繰り返される。また、こうした改革の遅れの背景は、既に複数の州で州レベルの老齢年金を行っており、分権と自治の伝統からの連邦管理への反発の影響もある。

実際に制度の創設に結び付くのは、戦中～戦後の動きである。1944年からスイス連邦経済省内で専門委員会が設置され、同委員会発行の報告書は連邦立法の基礎となる。1946年5月24日に連邦政府は老齢・遺族年金保険に関する連邦立法の草案を議員に提出し、1946年12月20日に可決する。その後の国民投票で1947年7月6日の国民投票でも可決され、1948年1月1日より施行される。

その後、20世紀を通じて10回の主要な年金改革が行われた。主要な変更点に限定して説明すると、第二次改革（1954）では受給年齢以上の労働者は納付

義務が免除された。第三次改革（1956）ののち、第四次改革（1957）では女性の支給開始年齢が63歳に引き下げられ、六次改革（1964）ではさらに62歳に引き下げられた。第七次改革（1967）では、保険料率引き上げ（被雇用者4.0%から5.2%）が行われた。

1972年には、現行制度の最も重要なコンセプトである“三本の柱原則”が連邦憲法34条に定められた。第八次改正（1973）では、4年以内に支給額を二倍にすること、離婚女性への夫婦年金の半額支給を行うこと、老齢・遺族基礎年金の保険料率の段階的な引き上げ（5.2%→7.8%（73年～）→8.4%（75年～））が定められた。第九次改正（1979）では、賃金指標と物価指標を組み合わせた混合指標によるスライド制への移行が盛り込まれた。1970年代は社会福祉改革の前進の「黄金時代」とも呼ばれるが、その後長らく改革は停滞する。

1985年には、第二の柱である職業年金への加入が部分的に強制化されるなどの変化もあったが、次の第十次改正に直接つながる草案が出されたのは1990年である。ジェンダー中立的な方向への変化という点が特徴であり、従来の男性稼ぎ手モデルからの切り替え、夫婦年金の廃止と個人分割モデルの導入、女性の退職年齢の段階的な引き上げ、寡婦年金のみだけでなく寡夫年金も創設することなどが含まれた。詳細は拙稿にて検討したが、二案が同時に国民投票にかけられ、年金というイシューの中でも女性の退職年齢という細分化されたイシューが国民の議論の対象となるという点などに、「イシューの分割」という傾向が観察できる（掛貝, 2019）。

### 3. 制度体系の概要

#### (1) 第一の柱：老齢・遺族基礎年金（AHV）および国民障害基礎年金（IV）

老齢・遺族基礎年金は、国内居住者および国内有業者を主な対象とする強制加入保険である。幅広い加入者に、最低生活水準を保障することが目的であり、日本の国民年金に近い制度設計となっている。働いている場合は17歳、働いていない場合は20歳の誕生日を迎えた次の月から加入義務が発生する。男性は65歳、女性は64歳が満額支給開始年齢であるが、減額を伴う早期支給開始（1年で6.8%、2年で13.6%）も可能で、増額を伴う後ろ送り（1年で5.2%、

5年で31.5%)も可能である。保険料率は労使折半で所得の8.7%(労使それぞれ4.35%)で、賦課方式であり、約四分の三が保険料、約四分の一が税財源で賄われている。

## (2) 第二の柱：職業年金

被用者を主な対象に、就業時の生活水準の維持を目的として行われるものであり、日本でいう厚生年金に近い制度である。第一の柱と合わせておよそ60%程度の所得代替率が意図されている。同一雇用主で年収21,150フラン超の被用者に加入義務が生じるが、それ以下でも任意で加入が可能である。支給方法や保険料などは保険者による差異が大きい。

## (3) 第三の柱：各種の民間保険

個人が任意で加入するものであり、各種の控除などの優遇措置が行われている。

## 4. 給付算定方式、スライド方式

第一の柱の老齢・遺族基礎年金の算定については、これまでの所得・加入年数が最も重要であり、世帯に関する条件に応じて追加的な年金給付を行う形になっている。

まずこれまでの総所得は平均年収と物価によって調整され、これを加入年数で割る。この額に養育・介護勘定 (parental and care credits (英)/Erziehungs- und Betreuungsgutschrift (独)) の平均額を加えたものが、「平均所得」となり、この額に基づいて老齢・遺族基礎年金の受給額が決定される。なお、満期は44年のため、未払いの年がある場合は、 $1/44 (= 2.27\%)$  ずつ減額して支給されることになる。現在は老齢基礎年金の支給額に関しては、月額最低1185スイスフラン、最高2370スイスフランとなっている。この数字は、インフレ率と給与水準動向を鑑みて、連邦参事会によって数年おき(原則として2年)に見直されることになっているが、インフレ率が年4%を超えた場合は即時にスライド発動が検討される。近年の動きとしては、2015年1月1日に0.4%引き上げ、2019年1月1日に0.9%引き上げられて現行の数値になっている。

また、世帯ごとの状況に応じた加算給付としては、第一に、18歳未満(在学・研修中の場合は25歳未満)

の子どもを扶養している場合は、児童年金が給付される。これは、老齢基礎年金の40%に相当するため最低額は474スイスフラン、最高額は948スイスフランとなっている。また、第二に、母親もしくは父親を死去で失った子どもは、原則として18歳まで、フルタイムで修学中である場合は25歳まで、孤児年金を受給可能である。これも老齢基礎年金の40%に相当するため、月額最低474スイスフラン、最高948スイスフランとなる。両親とも死去した場合は、両方に受給申請可能だが、老齢基礎年金の60%を超えて受給することはできない。第三に、寡婦・寡夫に関しても寡婦・寡夫年金を受給可能である。寡婦年金は妻が45歳以上で、最低5年にわたって婚姻関係にある場合、老齢基礎年金の80%を受給可能であり、したがって月額最低額が948スイスフラン、最高額が1896スイスフランとなる。なお、第十次年金改正以降、寡夫に関しても、18歳未満の子どもがいる場合に限り、寡夫年金を受給することができるようになり、額としては同額である。

また、食事や着衣、排せつなどの日常生活において、永続的に第三者の援助が必要である場合、不能給付 (Hilflosenentschädigung (独)/Helplessness allowanceまたはIncapacity benefit (英)/Allocation pour impotent (仏)) が行われる。この支給額は所得とは関係なく、援助を要する度合いによって三段階に判断され、支給額が決定される。軽度であれば、月額237スイスフラン、中度であれば月額593スイスフラン、重度であれば月額948スイスフランである。

第二の柱である職業年金には、確定拠出方式と確定給付方式がある。確定拠出方式の場合、定年までの積立金に最低転換率(6.8%)(年金転換最低率とも訳される)を乗じ、最低年間支給額が算出される。多くの場合では、この最低額を上回る額が支給されている。また、最低転換率は、連邦レベルで定められており、近年ではこの引き下げも議論されていた。

## 5. 負担、財源

老齢基礎年金の運営は賦課方式に基づいており、約4分の3が保険料を財源としている。残りの約4分の1はカジノ税の全額、付加価値税の一部、連邦負担金(約20%)によって支えられている。連邦負担金は2020年1月1日より、従来の19.55%から

20.2%へと増加した。保険料に関しては、被用者の場合、従来、労使折半で8.4%であったが、2020年1月より8.7%へと引き上げられた（労使それぞれ4.35%）。自営業者の場合、収入に応じ、4.35~8.1%となる。さらに、障害保障(1.4%),収入保障(0.45%)の保険料が上記に加わる。

職業年金は積立方式により運営され、原則的に保険料を原資としている。被用者のうち被保険者として強制加入対象となるのは、同一使用者から21,150フラン超の所得を得るものである。保険料は年齢に応じて所得の7~18%が課される。それぞれ、25歳から34歳までは7%,35歳から44歳までは10%,45歳から54歳までは15%,55歳から65歳までは18%となる。そのうち、被用者の支払う保険料の割合は各保険者によって異なるが、使用者は保険料の半分以上を負担することが連邦政府により義務づけられている。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

第一の柱の老齢・遺族基礎年金に関しては、賦課方式により連邦政府の管轄となる。一方で、実態的な基金と資産運用・投資に関しては、社会保障基金法(RS 830.2 Ausgleichsfondsgesetz; Bundesgesetz über die Anstalt zur Verwaltung der Ausgleichsfonds von AHV, IV und EO)の改正<sup>2</sup>に基づき2019年1月よりcompenswiss (Ausgleichsfonds AHV/IV/EO (独)/Fonds de compensation AVS/AI/APG (仏))と呼ばれる組織が行っている<sup>3</sup>。同法の改正は、2018年1月1日より段階的移行に際して部分的に施行され、2019年1月1日より全面的に施行された。同機関の役員会(board of directors)は連邦参事会により任命されるが、compenswiss自体は連邦政府の一部という訳ではなく、独立した機関である<sup>4</sup>。一方で、役員会には連邦政府側の人員もアドバイザーとして含まれている。そのほか、役員会の人員構成は、被用者側の代表と雇用者側の代表を同数にするなどの工夫がみられる。約360億スイスフラン程度の規模の投資を行っており<sup>5</sup>、内訳は2019年1月1日時点で外貨建て債券(40.12%)、株式(24.51%)、スイスフラン建て債券(10.58%)などが大きな部分を占める<sup>6</sup>。

職業年金に関しては、保険者であるそれぞれの職

業年金基金が運用主体となり、使用者および雇用者からの拠出金を原資としている。積立方式がとられ、財源の負担割合については各保険者の設定によるが、雇用者の拠出額は全被用者の拠出額と少なくとも同額以上でなくてはならないという連邦レベルでの規制がある。多くの企業は、同率よりも大きい割合を使用者側から拠出している。次項で詳述するが、市場運用に際しては連邦・州・NPO団体などから各種の管理・監視を受けている。

## 7. 制度の企画・運営体制（組織名や組織の性格、国直接か別主体かなどが分かれば併せて記述する。）

第一の柱である老齢・遺族基礎年金について、前述のとおり実態的な投資・運用はcompenswissが行っているが、より広範な企画・運営・スキームの設定には、多くのアクターが関わっている。compenswissによる整理<sup>7</sup>に従えば、最も根本的な保険のスキームの構造の決定については、政治の側では、連邦参事会と連邦議会に責任があり、行政・管理側では、スイス連邦内務省内のスイス連邦社会保険局(FSIO; the Federal Social Insurance Office (英)/BSV; Bundesamt für Sozialversicherungen BSV Bundesamt für Sozialversicherungen (独)/OFAS; Office fédéral des assurances sociales OFAS; Office fédéral des assurances sociales(仏))に責任があるとされている。また、この整理に従うと、これらの機関と並んで、有権者も責任の一端を担うものとして挙げられていることにも着目すべきであろう。

また、保険の給付と窓口業務に関しては、同じくcompenswissの整理に従えば、4つの責任主体が挙げられており、①先述のスイス連邦社会保険局、②各種の補償局、③連邦政府財務省内の中央補償局(CCO; The Central Compensation Office (英)/ZAS; Die Zentrale Ausgleichsstelle (独)/CdC; La Centrale de compensation (仏))、④州障害年金保険局(Cantonal Disability Insurance offices IV (英)/Kantonale IV-Stellen (独)/Offices AI cantonaux (仏))となる。

②の各種の補償局というのは、さらに細分化すると30の州補償局(cantonal compensation offices (英))

／kantonale Ausgleichskassen (独)／Caisses de compensation cantonales (仏) と、68の協会ごとの補償局 (Verbandsausgleichskassen (独)／professional compensation offices (英)／Caisses de compensation de fédération (仏)) に分類される。協会に所属する雇用主や自営業者は後者の協会ごとの補償局が支払いなどの窓口となり、協会に所属しない雇用主や自営業者、所得のない者などは前者の州の補償局が窓口となる。

③の中央補償局は年金番号の割り当てや、海外居住者の年金の計算、諸外国との社会保障に関する協定や調整なども業務として担当している。また、中央補償局が運営するESCALというウェブサイトでは、自身の年金受給額の見積もりをオンラインで行うことができる。これらの各種関係者を、compenswissは資金のフローに従って、図1のように整理している。

第二の柱である職業年金に関して、運用の実態は各保険者によって異なるが、連邦政府や、州政府、および連邦政府に委任されているNPOの組織 (BVG (独), LPP (仏)) などによって、各種の監査・管理を受けている<sup>8</sup>。例えば、BVGによる規制として、資本の投資先の分散に関する規制や、運用団体の構成員を使用者側と被用者側の半々で構成しなくてはならない旨を定める規制などが行われている。

このように複数の次元での監査主体があるわけだ

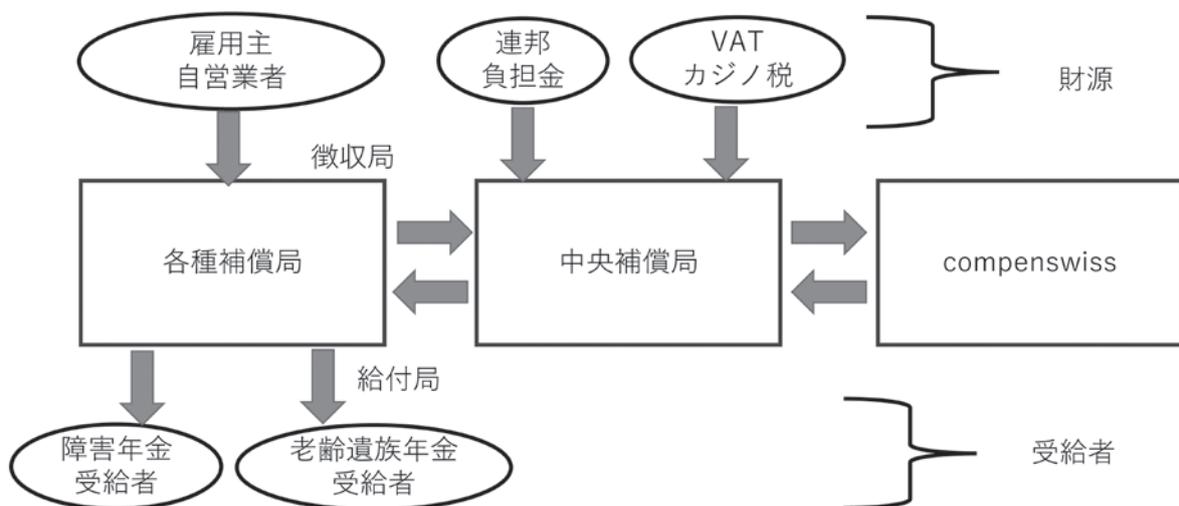
が、トップの監査主体として、OAK BV (Oberaufsichtskommission Berufliche Vorsorge (独), OPSC; Occupational Pension Supervisory Commission (英語), CHS PP; Commission de haute surveillance de la prévoyance professionnelle (仏)) が位置付けられる<sup>9, 10</sup>。同機関は連邦議会から独立した中立的な主体として業務を行う<sup>11</sup>。職業年金については運用実績が3%程度に落ち込んだことから、「老齡年金改革2020」で最低転換率の6.8%から6%への引き下げが検討されていた。

## 8. 最近の論議や検討の動向・課題

第十次改正以降、様々な提案がなされたが、必ずしも順調に進んだとは言いがたく、「連邦議会で通過しても、国民投票で否決」というパターンを繰り返す傾向にある。最初の第十一次改正案は、議会で通過したものの、2004年に国民投票で否決された<sup>12</sup>。年金財源のための消費増税は何度か行われて来たものの(99年に1%, 2011年に0.4%), 大規模な年金制度自体の改正はしばらく行われてこなかった。

そうした中で、2017年に国民投票にかけられた「老齡年金改革2020」は、付加価値税の引き上げ、女性の退職年齢の65歳への段階的な引き上げ、職業年金の最低転換率の6.8%から6%への引き下げ、退職年齢の柔軟化など、大幅な年金制度変革を伴うものであった。またこの時、スイスでは珍しくないこと

図1 資金のフローをめぐる補償局とcompenswissの関係



\*compenswissHPの図を基に掛貝作成  
[https://www.compenswiss.ch/portrait/EN/?page\\_name=intro](https://www.compenswiss.ch/portrait/EN/?page_name=intro)

なのだが、この中で付加価値税の引き上げというイシューのみ、別個の国民投票議案として問われることとなり、「イシューの分割」が行われた。成立すれば第十次改正以来の大改革であったが、結果は両案とも極めて僅差で否決となった<sup>13</sup>。

その後、年金の制度変更が行われたのは、また別の文脈であった。2017年に否決されていた法人税改革の国民投票を受け、再度の法人税改革案の提案と年金制度改革案をセットとするという議案（Bundesgesetz über die Steuerreform und die AHV-Finanzierung）である。同案では、法人税改革による減収分を補うため、労使ともに老齢基礎年金の保険料を0.15%ずつあげ、8.4%から8.7%へとすることが提案された。この提案は国民投票で66%の賛成で同年可決し、2020年1月1日より施行された<sup>14</sup>。

「税と社会保障の一体改革」というような単語に馴染み深い我々日本人にとっては違和感を抱きにくいかもしれないが、こうした二つの制度を同時に一つの議案として投票にかけることはスイス人にとっては必ずしも自然なことではない。むしろ一つのイシューは一つの投票事項とされるべきというスイスの文化、「イシューの分割」に反するもので、例外的な趨勢だといえよう。同議案への反応として、同案について二つの提案をセットとして議決することへの反発が複数の政党から出ていたほか、世論調査でも同様の意見が観察されている。連邦司法警察省司法局も、二つを結び付けることは「ギリギリのライン」だが「許容範囲」とした。ひとまずの財源確保への前進を見せたものの、いまだ十分な解決に至っているとは言い難く、現在も「AHV21」として改革に向けた議論が行われている最中である。

（注）

<sup>1</sup> 企業年金と訳されることもある。  
<sup>2</sup> 同法の詳細な条文は連邦政府HPにて英語でも確認できる。  
<https://www.admin.ch/opc/en/classified-compilation/20152972/index.html>  
<sup>3</sup> 組織の概要に関してはcompenswissHP参照。[https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page\\_name=intro#org](https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page_name=intro#org)

compenswiss.ch/portrait/en/?page\_name=intro#org  
<sup>4</sup> 近年のより詳細な運用動向についてはcompenswissHP参照。[https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page\\_name=intro#results](https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page_name=intro#results)  
<sup>5</sup> compenswissHP参照。[https://www.compenswiss.ch/asset/EN/?page\\_name=AvsAssAsset#Asset](https://www.compenswiss.ch/asset/EN/?page_name=AvsAssAsset#Asset)  
<sup>6</sup> compenswissHP参照。[https://www.compenswiss.ch/asset/EN/?page\\_name=AvsAssAsset#AssetDetail](https://www.compenswiss.ch/asset/EN/?page_name=AvsAssAsset#AssetDetail)  
<sup>7</sup> compenswissHP参照。[https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page\\_name=intro#org](https://www.compenswiss.ch/portrait/en/?page_name=intro#org)  
<sup>8</sup> 連邦政府HP参照。<https://www.bsv.admin.ch/bsv/en/home/social-insurance/bv/grundlagen-und-gesetze/grundlagen/organisation-und-finanzierung.html>  
<sup>9</sup> 連邦政府HP参照。<https://www.bsv.admin.ch/bsv/en/home/social-insurance/bv/grundlagen-und-gesetze/grundlagen/organisation-und-finanzierung.html>  
<sup>10</sup> 業務内容・監査方針・詳細な構成員などは同機関発行の報告書に詳しい。（[https://www.oak-bv.admin.ch/inhalte/OAK\\_BV/T%C3%A4tigkeitsbericht/Taetigkeitsbericht\\_2019.pdf](https://www.oak-bv.admin.ch/inhalte/OAK_BV/T%C3%A4tigkeitsbericht/Taetigkeitsbericht_2019.pdf)）  
<sup>11</sup> 連邦政府HP参照。<https://www.bsv.admin.ch/bsv/en/home/social-insurance/bv/grundlagen-und-gesetze/grundlagen/organisation-und-finanzierung.html>  
<sup>12</sup> 詳細な過程については掛貝（2019）  
<sup>13</sup> 連邦政府HP参照。<https://www.bk.admin.ch/ch/d/pore/va/20170924/index.html>  
<sup>14</sup> 連邦政府HP参照。<https://www.bk.admin.ch/ch/d/pore/va/20190519/det627.html>

主要参考文献

Federal Social Insurance Office (2020) “A tried-and-tested system –in simple terms Switzerland’s old-age insurance system”  
 Bundesamt für Sozialversicherungen (2020) “Die schweizerische Altersvorsorge”（上記独語版）  
 田口晃. (1999). スイスの年金制度—第十次改正を中心に（特集：各国の年金改革）. 海外社会保障研究, (126), 72-81.  
 掛貝祐太 (2019) 「スイスの第10・11次年金改革における政治的コンセンサス」社会政策11（1）ミネルヴァ書房  
 佐藤栄一郎 (2020) 「スイス年金制度への「警告」～改革の失敗と妥協、そして挑戦～」『財務総研スタッフ・レポート』  
 アーノルド・ザクサー（著）、佐口卓（翻訳）、春見 静子（翻訳）(1975) 『スイスの社会保障制度（1975年）（海外社会福祉選書〈3〉）』光生館